

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和8年9月25日

金 曜 日

第5572号

目次

告 示

- 救急病院及び救急診療所の認定 1
- 道路の区域変更 2
- 道路の供用開始
- 指定障害福祉サービス事業の廃止 3

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出
○土地改良区の役員の就退任

告 示

富山県告示第418号

救急病院及び救急診療所の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院又は救急診療所として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和8年9月25日

富山県知事 新 田 八 朗

名称	所在地	開設者	認定有効期間
富山赤十字病院	富山市牛島本町二丁目 1 番58号	日本赤十字社	自 令和 8 年10月 1 日 至 令和11年 9 月30日
医療法人社団若葉会高重記念クリニック	富山市元町二丁目 3 番20号	医療法人社団若葉会	自 令和 8 年10月 1 日 至 令和11年 9 月30日
医療法人社団整志会沢田記念高岡整志会病院	高岡市大手町8-31	医療法人社団整志会	自 令和 8 年10月 1 日 至 令和11年 9 月30日

富山県告示第419号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月25日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和8年9月25日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 富山立山魚 津線	中新川郡上市町郷柿沢 720番から	変更前		最大 31.0 最小 7.0	108.0	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡上市町郷柿沢 726番1まで	変更後		最大 32.1 最小 10.4	108.0	

富山県告示第420号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月25日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和8年9月25日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 藤森岡線	小矢部市芹川 305番3から 小矢部市芹川 320番2まで	令和8年9月25日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所

富山県告示第421号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和8年9月25日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
短期入所	令和8年10月1日	1610200238	特定非営利活動法人ひらすま	高岡市木町2番25号	小規模共生ホームひらすま短期入所事業所	高岡市木町2番25号

公 告

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年9月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

アルビス高原町店 富山市中川原字土場割65番6外

2 店舗を設置する者 オリックス株式会社

3 變更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮 東京都港区浜松町二丁目4番1号

(変更後) オリックス株式会社 代表執行役 高橋 英丈 東京都港区浜松町
二丁目4番1号

- 4 変更の日 令和8年6月23日
- 5 変更の理由 代表者の変更によるもの
- 6 届出の日 令和8年9月3日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課
- 8 縦覧期間 令和8年9月25日から令和9年1月25日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年9月25日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地
立山インターショッピングセンター 中新川郡立山町辻59番1他
- 2 店舗を設置する者 オリックス株式会社
- 3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮 東京都港区浜松町二丁目4番1号

(変更後) オリックス株式会社 代表執行役 高橋 英丈 東京都港区浜松町二丁目4番1号

- 4 変更の日 令和8年6月23日
- 5 変更の理由 代表者の変更によるもの
- 6 届出の日 令和8年9月3日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課
- 8 縦覧期間 令和8年9月25日から令和9年1月25日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

土地改良区の役員の退任

四千石用水土地改良区の役員であった次の者が令和8年7月10日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年9月25日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
-----	-----	-----

監事 角 丸 貴 之

下新川郡朝日町殿町 123番地

土地改良区の役員の就任

四千石用水土地改良区の役員に次の者が令和8年8月16日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年9月25日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名 氏 名

住 所

監 事 小 森 裕

下新川郡入善町舟見 805番地

土地改良区の役員の就任

黒部川左岸土地改良区の役員に次の者が令和8年7月31日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年9月25日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名 氏 名

住 所

理 事 小 倉 信 宏

黒部市牧野 829番地 1 モアレクトA棟 202号

同 高 椿 鮎 美

同 堀切 659番地 1